

**記載例**

委員名：●● ●●

(子どもの貧困対策の推進に関する法律)

**1 教育の支援**

第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

参考にした県の施策等：

**記入にあたって…**

【記入欄】

今後、計画書の作成にあたり、前回までの会議にて皆様からいただいた意見や庁内検討会にて聴取した意見などを、国の大綱・県の計画との整合性を図り、

- ・「教育の支援」
- ・「生活の安定に資するための支援」
- ・「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」
- ・「経済的支援」
- ・「支援につなぐ体制整備」
- ・「その他」

などに分類していく予定です。(分類の名前や数は暫定となります)

日頃より思っていることや、前回の会議にて言いそびれたことなど、子育て支援施策に必要だと思うことについて、分類別にお書きください。(分類は大まかに考えていただいて構いません。また、前回の会議にて発言していただいた内容と重複しても構いません。)

記入にあたって、資料の中で参考にした施策等がありましたら、「参考にした県の施策等」欄に記入ください。

なお、意見無しの場合は、どれか1枚に「意見無し」と記載いただき、返信ください(資料中、共感できる部分や重要と思う部分にマーカーするなどし、なるべくご意見をいただくと助かります)。

裏面もご覧ください。

**記載例**

委員名：●● ●●

(子どもの貧困対策の推進に関する法律)

**4 経済的支援**

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

参考にした県の施策等：

(例)

ひとり親世帯への経済的支援

【記入欄】

(例)

子どもの生活状況実態調査により、学校以外でも十分に学習できるような環境の整備や支援が求められているため、学習塾や習い事など、学校外での教育サービスについて、経済的な事情により利用できない子どもたちへの支援の検討が必要と考えます。